

内閣府の所管する金融関連法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年内閣府令第十三号）

<p>改正案</p>	<p>別表（第一条関係） 一～五十八（略） 五十九 日本郵政株式会社が銀行持株会社等である場合の届出に関する手続を定める内閣府令（平成十九年内閣府令第 号）</p>
<p>現行</p>	<p>別表（第一条関係） 一～五十八（略） （新設）</p>